

**様式第9 法第49第1項(農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項)  
及び第50条第1項関係(農地転用の許可)**

農地法(大臣許可: 計画区域において 2ha 超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合)

## 農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

事業名	地区名	事業主体
法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	箱崎白浜地区	
	集団移転促進事業・その他施設の整備に関する事業	箱崎白浜地区
		釜石市